

事務局から

●「法廷」傍聴受付を9月1日より開始します!

傍聴受付の案内を会員のみなさんに優先的に配布しています。席は限られており、先着順です。お早めにお申込みください。詳しくは同封の「ご案内」を参照してください。

●ホームページを更新しました!

ホームページを更新しました。内容はもとより、とても美しいと評判です。未見の方はぜひご覧下さい!以下のアドレスです。

<http://www.jca.apc.org/vaww-net-japan>

●「法廷」ポスターができました!

美しく、力強いポスターができました。元「慰安婦」の方々の顔が見えるポスターです。「法廷」宣伝のために、学校や職場、図書館や公民館などにぜひ貼ってください!

●バウネット長野、地域活動開始!

上田市を中心に「法廷」キャンペーンの活動を開始しました。近隣に在住の会員のみなさま、お問合せを!

連絡先: 竹内文子 0268-24-0276tel&fax

★「ゆいゆい」(9、15ハ・シ) 自己紹介
こんにちわ! 中国からきたぬいぐるみの「ゆいゆい」です。今、若い女性たちの安い労働力で作られた超低価格の中国製のおもちゃが輸出され市場を独占しています。そういう事情で故郷を離れ、はるばる日本に来た私は女性への暴力をなくすためにVAWW-NET Japanのボランティアになり、特製「法廷」Tシャツを着て活動しています。集会などで会ったら、声をかけてくださいね!

VAWW-NET Japan 7・8月活動日誌

7.3 運営委員会、7.8 「記録」出版記念シンポジウム、7.9 VAWW-NET Japan 総会、7.10 起訴状会議、7.18 調査チームマニラ準備会議、7.19 運営委員会、7.22 起訴状会議、7.28-31 検事会議および国際実行委員会(マニラ)、8.4 運営委員会、8.8 韓国参与連帯メンバー来所、8.9 起訴状会議、8.14 学習会「公娼制と慰安婦制度」講師: 宋連玉氏、8.15 ニュース7.8月合併号発行

今後の予定

8.31 沖縄報告集会、9.1 運営委員会、9.7 台北準備会議、9.9 公開講座「国際法」講師: 戸塚悦朗氏、9.15-9.18 台北会議

公開講座～国際法と人権～第4回
「国際法から見た日本の戦後責任
不処罰問題を中心に」

講師: 戸塚悦朗さん

(神戸大学大学院教員)

日時: 9月9日(土) 2時～4時半

場所: 日本キリスト教婦人矯風会

地下会議室

(JR 大久保駅北口下車徒歩3分)

参加費: 800円

<突然ですが…>

●8月のある月曜日、事務局に「明日、韓国挺身隊協から人がバウネットを訪ねていく」といきなり電話が入り、これは一体どういう話だ、とわらわらしているうちに4人の訪問者がやってきた。女性3人、男性1人、彼女らの年のころは20代後半か?彼女らから「法廷」の時期に文化交流をしたい、若者の集まりを持ちたい、などを持ちかけられ、内心「本ちゃんの『法廷』だけで大変なのになんでこんな枝葉の事を急に持ちかけて来るんだ?」と思ってしまった。翌日「法廷」会場も見に行くというので同行し、その後、2時間ほど話し合いの場を持った。2時間腰を落着けて話し合ううちにようやく彼女らの訪日の目的が分かった。「我々若い世代は、『慰安婦』問題そのものに留まらず、現代の人権問題にまで繋げたい、連帯する対象は、すでにこの問題に取り組んでいる人の更にもう一歩外側にいる人たちを巻き込むようにしたい、この動きを国境を超え、緩やかで持続的に進めてゆきたい、ついでに『法廷』の時期に、同世代の者でどんな形でもいいから集まりを持ちたいと考えているが、日本側でそれをどう受けとめてくれるか連絡を取り合いながら模索しないか?」そういうアプローチのために日本に突如やって来たわけだ。これは、挺身隊協の直接の活動ではなく、見守られながら若者が自主的に活動しているものだそうだ。同席した日本側若者3名は、概ね彼女らの考えに賛成で、ポスト学生法廷としても今後、共同して活動する可能性を探りたいと思っている。(事務局・荒井眞理)

編集後記

ボランティアの鈴木香織さんが「ゆいゆい」を事務局に連れてきてくれました。あまりの可愛さに一同、しばしば絶叫でした。カットやイラストなどヴィジュアル面に特に悩み多き編集子にとっても希望の光です。(K)

ニュース7・8月合併号 2000.8.15 発行



「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク

e-mail: vaww-net-japan@jca.apc.org

<http://www.jca.apc.org/vaww-net-japan>

TEL&FAX: 03-5337-4088 1部100円

マニラ会議報告(松井やより)-1

7.8シンポ報告(根本敦子)-4

第三回総会報告(東海林路得子)-7

ICC最終日報(辻井美穂)-10

グアム調査報告(伊藤直子)-11

「慰安婦」裁判報告-12

挺身隊研究所ニュースより・翻訳-14

マニラ会議報告

起訴状作成の方向合意、憲章も正式に採択
「旧ユーゴ国際戦犯法廷」が「女性法廷」正式支持

松井やより(VAWW-NET Japan 代表)

「女性国際戦犯法廷」

を4ヶ月余に控え、検事会議・国際実行委員会がマニラで7月28～31日、開かれた。VAWW-NET Japanからは10人(法律家3人)が参加、被害国からは、韓国7人(同3人)、北朝鮮4人(同1人)、中国2人(同1人)、台湾3人(同2人)、インドネシア4人(同2人)、地元フィリピン10数人(同5人)が参加、法律顧問と2人の首席検事、オブザーバーを

含めて50人を越える会議となった。「法廷」参加者予想数は、被害6カ国から合計約250人、国際諮問委員、裁判官、検事、専門家証人、国際公聴会証言者、メディア、一般など被害国以外から100-150人で、海外参加者は400人にのぼりそうだ。

「写真は、感謝の贈り物を受け取るパトリシア・セラーズ首席検事(左)、ティナ・ドルゴボル首席検事(右)、ロンダ・カブロン法律顧問(中)」



●パトリシア・セラーズ首席検事

「歴史的な法廷になる」

「最初の奴隷は女性でした。男性たちは殺されたからです。奴隷化は犯罪です。自由の反対です」—首席検事の一人としてマニラに来た旧ユーゴ国際戦犯法廷の現役の法律顧問(性犯罪担当)パトリシア・セラーズさんは奴隷の子孫であるアフリカ系アメリカ女

性として痛みをこめて語った。そして「性奴隷にされた『慰安婦』に正義をとりもどすための女性国際戦犯法廷」という象徴的な裁判は歴史的な意義があります。それで、旧ユーゴ国際戦犯法廷はこの女性戦犯法廷を公式に支持することになりました」と、遠いアジアで聞かれる女性法廷に貢献したいという意欲を短いあいさつの中で述べた。

彼女が首席検事の一人になったことが、どれほど「女性法廷」にとって意味のあることか。彼女は初めて戦時性暴力を裁いた旧ユーゴ法廷だけでなく、ルワンダ国際戦犯法廷の法律顧問もかねていて、集団強かんの責任を問われて終身刑の判決を受けたアカイエスのケースを担当したのだ。それだけに、性奴隷被害女性たちがどのような形態の慰安所にいられていたとしても、自由を奪われていたらそれは奴隷化であり、犯罪であることを強調していた。マニラ会議には、おなじみのティナ・ドルゴボルさんがもう一人の首席検事としてオーストラリアから参加し、また「法廷」の法律顧問で国際刑事裁判所女性コーカスのリーダーでもあるロンダ・カブロン教授もニューヨークからかけつけ、法律面で具体的な助言があった。

●南北朝鮮の緊密な交流、

起訴状作成で協力合意

北朝鮮の代表団が、ビザ待ちで数日間滞在した北京から会場のホテルに到着早々、まず「南の代表団はもう着いていますか」と聞かれた。マニラ滞在中、食事ときも、夜の空時間にも、南北がひざつき合わせて語り合っていた。今でも韓国から直接ピョンヤンに連絡することは許されておらず、VAWW-NET Japan が仲介役という大役を担わされてきた。5月にはVAWW-NET Japan 代表団がピョンヤンを訪問して、検事役の鄭南用博士と話し合うことができた。それをもとに起訴状案を書いてマニラに持参、とくに国家の責任に重点



歌を歌う南北朝鮮代表団

を置くべきだと主張していた。個人の刑事責任も追及するこの「法廷」の目的について、北の参加者にくわしく説明し、南北で起訴状作成について協力することになった。ある韓国の若手学者は「北の人と初めて会って話すことができてよかった」といわれ、この「法廷」が南北統一へ、そして日朝国交正常化に向けての動きにささやかでも貢献できることを願う。

●初参加のインドネシアの熱意

インドネシアの女性たちは中国系女性や東チモール女性の強かんなど現在の性暴力との取り組みに追われて「慰安婦」問題まで手が回らない状況で、「法廷」の準備もおくれている。しかし、5月に私とフィリピンのエレノア・コンダさんがジャカルタを訪問し、検事を引き受けたインドネシア女性連合会長の女性弁護士ヌルシャバニさんや女性団体代表と「法廷」について話し合った。マニラにはヌルさんら4人が参加し、短期間に仕上げた起訴状案を発表した。

初めて「法廷」準備会議に参加したヌルさんは「なぜもっと早くから参加しなかったのか悔やまれる。この『慰安婦』問題や『法廷』がいかに大事かわかった」と熱っぽく語った。そして、「Mr. キムラの協力で起訴状案を書けた」と述べ、「慰安婦」問題に以前から熱心に取り組み「法廷」を全面的に支持しているインドネシア在住の木村公一氏の功績に感謝していた。

書評 「加害の精神構造と戦後責任」を読んで

長谷川かほり (VAWW-NET Japan 会員)

ずっしりとした本の重みに胸を踊らせてページをめくった。加害の心理、天皇・天皇制の戦争責任、そして日本人の責任、フェミニズムの変遷と、盛りだくさんな内容である。全11章を通して、大きな抑圧の構造が見えてくる。胸一杯で感想がまとまらないが、特に印象的だった部分を紹介させてもらおうと思う。

平和な中では異常な残虐行為も、それが日常となる戦場では、仲間と同じようにそうしたことをするほうが正常だった、という彦坂諒さん(第2章筆者)の指摘は、真実味があるからこそショッキングだ。軍隊に徹底的に抑圧されることで兵が強く残虐になることを説明した上で、大強姦を犯した日本の軍人たちの内面を探る。女性と対等な関係を築くことのできなかった男たちの人生の総体がそこに現われている、という筆者は、かつて軍国青年だったとのこと。現代のセクハラ男性たちにも身なつてほしいものである。

女性が家制度と公娼制によって二分割支配され、女性運動家たちも貞操神話に取り込まれて売春婦を敵視。そんな中で「慰安婦」が女性の人権問題だと認識されてこなかった、との鈴木裕子さん(第6章筆者)の説明に深くうなづいた。日本の司法の性暴力被害者に対する冷やかさはいまだに神話(男性に都合のよい強姦神話など)を信じていることの表れではないだろうか。さらに筆者は、家父長制の頂点に立つ天皇の戦争責任に鋭く切り込んでいて、もっと読みたかったと思った論文だった。ほかにも、米軍の管理売春や日本男性の買春意識、日本や世界のフェミニズムの動きなど、興味深いところがたくさんあった。11の章それぞれの章が中味の濃い、贅沢な一冊である。以下に各章のタイトルと筆者を挙げるので、気になるテーマがあれば、今すぐ本屋さんへGO!

日本軍性奴隷制を裁く2000年国際戦犯法廷の記録第二巻

「加害の精神構造と戦後責任」目次

- 第1章 天皇の軍隊の特色—虐殺と性暴力の原因 (藤原彰)
- 第2章 男性神話からみた兵士の精神構造 (彦坂諒)
- 第3章 なぜ米軍は「従軍慰安婦」問題を無視したのか (田中利幸)
- 第4章 旧日本軍兵士の加害意識—慰安所体験・強姦体験への聞き取り調査から (井上摩耶子)
- 第5章 旧日本軍兵士の性行動—現代にも引き継がれる買春意識 (池田恵理子)
- 第6章 日本軍性奴隷制問題と天皇の戦争責任 (鈴木裕子)
- 第7章 仏教が支えた加害の責任 (源淳子)
- 第8章 昭和天皇の戦争関与と(戦争責任) (山田朗)
- 第9章 「日本人としての責任」再考—考え抜かれた意図的怠慢 (徐京植)
- 第10章 戦後日本のフェミニズムと「慰安婦」問題—メジャーとマイナーの結節点 (山下明子)
- 第11章 戦争論・戦争責任論とジェンダー (大越愛子)

雑誌「世界」9月号に高橋哲哉さんの講演記録が掲載されます

8月4日から8月6日に東京で行われた「日中知の共同体」シンポジウムでの高橋哲哉さんの講演が掲載されます。VAWW-NET Japan や「法廷」について紹介して下さい。ぜひご一読ください。



祝ってください 韓国挺身隊研究所 10 周年 祝辞！！

尹貞玉（韓国挺身隊研究所創立者・挺対協共同代表）

「光陰矢のごとし」というが、最近私は「超高速通信」のように早く感じられる。今私が創設 10 周年の祝辞を書いているこの部屋で、10 年前の 7 月 10 日、梨花女子大学の女性学科の学生とともに韓国挺身隊の研究をする集まりを持つことになった。ノ・テウ元大統領の訪日提議が明仁日王（天皇）に会ったらぜひ挺身隊問題を提議してほしいとの陳情書を提出し、初めて職責を果たしたのであった。当時参加した大学院生はヨ・スンジュ氏とチョ・ヘラン氏とイ・サンファ氏と山下英愛氏だった。これから挺身隊の問題は韓日両国間の大きな問題になってほしいと願い、もしそうならなければ大問題にしようと考えていた。事は思ったよりも進行が早く、11 月 16 日には韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）が発足した。

その後小さな集まりは、人が増えて研究会と名を変えた。事務所も構えてさらに研究所になった。

なにより満足し誇らしく感じているのは、この会員が一人もやめたりしないで増えていることである。10 年前の会員が今も同じ愛情を持って研究をしている。山下英愛氏のように居住地がアメリカや日本に移っても終始一貫して関心を持っている者もいる。現在活動しているメンバーは 13 名である。

今まで韓国内の日本軍慰安婦制度被害者の証言集を 3 冊、中国の被害者証言集を 1 冊出版した。挺対協とお互いに協力しながらやってきた。今年 12 月に開催予定の 2000 年日本軍性奴隷戦犯国際法廷（＝「女性国際戦犯法廷」）今も準備している。そのとき提出する起訴状の基本になる真相究明を徹底的にしている。

挺身隊研究所のことを静かに見守り、たゆまなく支えてくださっている皆さんに心から感謝している。日本はいまだに謝罪と賠償をする気配はない。しかし、この問題はすでに

全世界が知っていることである。ありがたいことに海外に住む同胞たちがこの問題を詩や小説に書き、ドキュメンタリー映画を作ったり本を出版したり舞踊を作ったり、あらゆる芸術作品にしている。女性学や社会学、歴史学、法学など各学問分野でも扱われている。

2000 年の課題は「平和と女性と共生」と言われるが、可能な限りの平和を我々は渴望している。そして人権が保障されないところに平和はないと考える。このような世界の状況の中でも、日本は日の丸と君が代を復活させ靖国神社を公式化した。まったく反省もなく過去の侵略戦争時代に逆戻りしている感じがする。

だが我々ははっきりと知っている。敗戦直後、日本軍が戦場で当時の（朝鮮）総督府が、同じく日本の各地で証拠文書を燃やした時、すでに日本政府は戦争犯罪と人権侵害を自認したということ。また 1990 年 6 月 6 日に日本の参議院予算委員会で日本政府が「日本軍は慰安婦と何の関係もない」と嘘をついた時、はっきりと罪を自認したことになると。

我々はこの問題を継続して研究するつもりだ。現在の世界的な流れの中では日本が燃やした後残っている文書は近い将来公開されないはずはなく、謝罪と補償ができないはずはないと思うのだ。我々の解放である南北会議が、ずっとずっと待ち続け、たった一日で以外にも実現できたように、日本の謝罪と補償も受けられるかもしれない。

研究所のニュースレターを読んでいる皆さんにもう一度感謝し、これからも継続して関心を持ってくださるよう被害者のハルモニ（＝おばあさん）と研究所のためにどうかお祈りいただきたい。（大月まさこ・訳）



会議参加者で記念撮影

●憲章を採択、起訴状まとめは 9 月の台北会議で

「法廷」の規則を書いた「憲章」は上海会議で合意したものを少しだけ修正して、マニラ会議で正式に採択し、7 カ国代表が署名した。

起訴状は、参加 7 ヶ国の法律家がそれぞれの案を発表し、法律顧問と首席検事とどのような起訴状を「法廷」に出すか話し合った。合意したくわしい法的な問題は省くが、起訴状の構造は、首席検事がまとめる「慰安婦」制度の全体像と法的分析、その次に各国の起訴状という形で、長さは全体で 150-200 枚に。国家（天皇を含む）の責任はドルゴボル検事、個人の刑事責任はセラーズ検事が担当する。

専門家証人として、マクドゥーガル（ジェンダーと国際法）、ファン・ボーベン（処罰と補償）など 4 人を招くことが決まった。（日本軍と天皇制は日本から、トラウマは適任者を採す）起訴状最終案は 9 月の台北会議で仕上げ、10 月に裁判官に手渡すことになった。

国際実行委員会で「法廷」の流れ、7 日のオープニング、ビデオ上映プログラム、メディア・キャンペーンなどを検討したが、台北会議で最終決定することになった。財政問題は、被害女性を一人でも多く招くための基金も必要ということで、日本は 2000 万円を分担する。

「言葉の壁なんて関係ない」

通訳・関典子のマニラ会議ミニレポート

マニラ検事団会議に通訳として参加した。会議の共通語は英語。英語ができず日本語が得意な中国と朝鮮の代表は、日本の代表団に混じって私の横に座り、我が日本語訳を聞きつつメモをとりまくっていました。朝鮮語での発表の時は朝鮮代表が日本語に翻訳、その間私は休憩させていただきまし。中国代表の発表は台湾が通訳したり、話し合いが白熱してくると韓国が朝鮮のために通訳したりとなかなかうるわしい国際協力体制で話し合いが進みました。休み時間の日本と韓国・朝鮮の通訳は在日韓国人の二人がまとめてくれました。

欧米の 3 人の女性もたいへん熱心で、「（各国がそれぞれ自国のことに夢中になり過ぎるあまり）代表が参加できない被害地域（シンガポール、マレーシア、南洋諸島など）の女性たちが無視された形にならないように」と気を配っていました。さすがでした。

（関典子・VAWW-NET Japan 運営委員）

◆憲章の修正箇所◆

前文：「法廷」が、、、確信し→「法廷」が女性に対して行われた犯罪の責任に関して、当時の国際法の欠かすことのできない部分であり極東軍事法廷で適用されるべきであった法の諸原則、人間の良心、人間性とジェンダー正義に照らして、また女性自身を含む多くの人々の勇気ある闘いの結果、国際社会が国際人権と認識するようになった、女性の人権の原則などに関わるその後の国際法の発展を、女性に対する犯罪に対し国際法を適用し、過去の違法行為に対する国家責任に付いて進展中の原則を体现する、その限りにおいて考慮に入れつつ、判決を下す能力があることを確信し、※当時の法を適用することが盛り込まれた。

本文：2 条、4 条、13 条が変更。

2 条-1 の「ジェノサイド」「強制売春」「身体切断」を削除、「奴隷化」「強制移送」「迫害」を追加。

2 条-3 に「法廷はまた第 4 条に定めるとおり国際法に基づく国家責任に関わる請求についても裁きます。」を追加。よって（2 条-3）を（2 条-4）に変更。

4 条（b）-iv に「個々の人間の本来の姿、福利や尊厳を守るための措置をとらなかった場合」を追加。よって（4 条-iv）が（4 条-v）に変更。

13 条は削除。この内容は 9 条、12 条、14 条で対応できるため。よって（14 条）が（13 条）に、（16 条）が（15 条）に繰り上げ。

2000年「女性国際戦犯法廷」の記録出版記念7.8シンポジウム

“裁くとはどういうことか” 報告

根本敦子 (VAWW-NET Japan 事務局次長)

7月8日、江戸東京博物館ホールにて『日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録』(全5巻シリーズ)の第一巻が出版されたのを記念して、“裁くとはどういうことか”をテーマにシンポジウムを

行った。当日までに第1巻「戦犯裁判と性暴力」、第2巻「加害の精神構造と戦後責任」が出版され、今後「法廷」までに「慰安婦」・戦時性暴力の実態・調査編(第3巻・第4巻)、そして「法廷」後に「女性国際戦犯法廷の記録」が出版される予定である。このシンポジウムには21名の執筆者の方々にご発言いただき、貴重なご意見をいただいた。12月「法廷」まであと4ヶ月あまりに迫ったが、開催国日本での運動の広がりを更に推し進めるうえで大いに励みとなった。以下プログラムにそって紹介する。

はじめに松井やより VAWW-NET Japan 代表より「法廷」の準備状況が報告、一人でも多くの被害者にこの法廷に参加していただくための資金集めに協力してほしい、と訴えた。

●日本軍の責任とは

次に「日本軍の責任とは」のテーマで吉見義明さん(日本現代史、中央大学)、内海愛子さん(社会学、恵泉女学園大学)、川口和子さん(弁護士)のお三方から問題提起を受けた。

吉見氏からは、日本軍の性奴隷制であった「慰安婦」制度の指揮命令系統についてのお話があった。指揮命令系統については、現地派遣軍が設置を決定し依頼していたということがすでに軍の文書資料・記録で確認されて



「日本軍の責任とは」の模様

おり、日本軍・日本政府のそれぞれトップの責任は明らかであると指摘した。

内海氏からは、過去の戦犯裁判は性暴力をどう裁いてきたのかに関連したお話があった。戦争犯罪を裁いたニュルンベルグ裁判や東京裁判について多くの研究が積み重ねられてきたが、戦時性暴力がどう裁かれたのかという検証はほとんどされてこなかった。12月「法廷」はわれわれ研究者に欠落していた「ジェンダーの視点」をも問うことになるであろう、と話した。

川口氏からは、起訴状作成に関わっている立場からのお話があった。責任者は上に行けば行くほど直接の関連を立証するのが困難であるが、今の段階で証拠が不十分であっても当時行った膨大な戦時性暴力に責任があると思われる人物には“有罪の宣告”を裁判官にしてほしいと考えていると述べ、確かに5年、10年先には資料が出てくるかもしれないが、まだ被害者が生きておられる今こそこれを行なわなければならない、マクドゥーガル報告に励まされながら起訴状作成に奮闘しているが、みなさんの力をお借りしたいとの決意を力強くのべた。

の意見書の粗雑さを指摘し、「論証を尽くす機会を与えてほしい」と主張した。

前回の口頭弁論において、弁護団は加害部隊を特定した意見書を提出し、国側は内容を詳細に検討すると述べていたにもかかわらず、新村正人裁判長はその認否を国側に促すこともなく、別室で数分の合議の後「結審」を宣言。傍聴席から非難の声が飛び交う中、次回判決期日を11月29日と告げると、3人の裁判官は逃げるように法廷から消えた。

フィリピン人「慰安婦」裁判は、1993年4

月と9月に46人のロラ(おばあさん)が原告となり、日本政府に一人あたり2000万円の賠償を求めて提訴。1998年10月、東京地裁の市川頼明裁判長は、国際法の個人請求権の有無だけを判断し、ロラたちには請求の権利がないのだから、被害事実を認定するまでもないと、訴えのすべて棄却した。地裁への提訴から7年、すでに10人の原告が亡くなった。判決を前に、あなたの声を裁判官に届けてください。9月9日「緊急集会」にご参加を！午後6時から、池袋エポック10。

各地の活動

次の世代に伝えてゆく、次の世代と創ってゆく

柳本祐加子(金沢在住)

さる6月15日、私の勤務する大学で松井さんに「20世紀の遺したもの—アジア、女性、人権」のタイトルで講義していただく好機を得ることができた。今年度の講義として、今世紀を様々な観点から振り返る内容の連続講座を行うことが今年2月初めに決定されたので、そういうことなら是非松井さんにお話しいただきたいと考え、本講座のコーディネーターに話を持ちかけ了承を得た後、松井さんに VAWW-NET Japan 事務局経由でお願いしたところご快諾いただいたのだった。(この件でもいろいろお世話になりました。)当日は学生をはじめ、大学の教職員、地域で運動している女性たちなど100名を越す聴衆を前に松井さんにお話しいただいた。「慰安婦」の何が問題であるのか、「慰安婦」問題に関する国際的な理解はいかなるものであるのかといったことについて、これは「性奴隷制」という女性に対する性暴力の形態の一つであり、現在では既に旧ユーゴ、ルワンダ国際法廷で独立した訴因を構成し、実際に有罪判決を宣告された者が現れているのだと、そこに至る経緯なども含め具体的に松井さんが説明された。また松井さんがこれまでお会いになった「慰安婦」被害女性の方々の身体にくっきりと遺された当時の痕跡が映し出された写真、姜徳景(カン・ドッキョン) ハルモニの絵が聴衆に示された。そして最後に「女性はこれまで被害者であったが、これからは女性が平和を創り出す

のだ」との力強い言葉で松井さんの講義は締めくくられた。おそらくこのような話を聞くのは少なくとも学生にとっては初めての体験であったのだろう。学生に感想を求めたところ、非常にショックを受けたという趣旨の感想が多数を占めた。次の世代に過去をどのように伝えてゆくか、この問題の大切さを実感した。(この意味においても、多くの教科書から「慰安婦」「南京大虐殺」の記述が削られようとしているのは非常に問題！教科書問題は「記憶の闘争」の一つの場である。)また「自分が男であることを考え込んでしまった」という男子学生の感想に目が留まった。松井さんの講義を受ける形で7月に私は「フェミニズムが私たちに教えること」とのタイトルで講義を行った。そのとき私は女性に対する暴力の問題として「慰安婦」問題と「ドメスティックバイオレンス」の問題を取り上げ、両者は共に女性に対する暴力として共通性、関連性、連続性のあるものであり、「慰安婦」問題は決して戦時に起こる非日常的問題ではないのだということ。そして特に男子学生に対し「あなたたち男性自身も問われている」と問いかけた。次の世代の男性との対話も聞きつづいて暴力のない社会を創ってゆくか。取り組んでゆかねばならぬ課題であると強く感じている。

「慰安婦」裁判報告

傍聴ありがとうございました

柴洋子（台湾の元「慰安婦」裁判を支援する会）

7月4日、台湾の元「慰安婦」裁判の口頭弁論が行われました。

意見陳述をした阿媽は原住民、タロコの女性です。彼女は匿名で訴状に載っている原告ですが、今回意見陳述をするに当たって原住民としての名前を名乗って裁判をしていくことを自ら宣言しました。原住民の人々は、もともとの民族の名前と、日本植民地化で押し付けられた日本名、戦後中国時代になってつけられた中国名と3つの名前をもっています。日本名も中国名も本来の自分の名前ではありません。彼女は積極的な意味で本来の自分の名前であるイワル・タナハを名乗って語り始めました。タロコ語から北京語へ、北京語から日本語へという二重通訳ではありませんが、幼いときの生活、自分が日本軍に強姦されていったときのことなどを時々涙をぬぐいながら静かな語り口でいねいに話してくれました。

そして、最後に「言いたいことがまだまだたくさんある。タロコで日本軍の性暴力を受けた人は8名いるが、そのうちの2人はこの裁判にも（意見陳述にも）、まにあわず死んだ（今年2月と、最近7月2日に死亡した）。今、86歳の阿媽がいる。身体の調子が悪く日本にこれない。それでもあなたたちは（裁判官や国に対して）何もしないでいいのですか！」と声を大きくし、「心が激しくゆれている」と語った。そして「辛いとき、心をやわらげるときいつも歌う歌がある、それを歌いたい」とタロコの教会で歌っている賛美歌を最後に歌いました。10代の少女が受けた性暴力は、今は過ぎ去った過去のこと、ではなく、阿媽になった現在も昨日のこのように引きずっている痛みなのだとその歌声を聞きながら痛感いたしました。

夜の報告集会は夕方から雷鳴轟く激しい雨に見舞われ電車が止まるなどの状況の中で参加者の有無を主催する側としては気にいたしました。阿媽たちが待っている中で参加者の出足が悪く気が気ではありませんでした。やがてずぶぬれになった若者があらわれ受付台をびしょびしょにしながら名前を書いてくれました。どんなに感動したことか！やがてびしょぬれになった人たちが集まってきてくれました。多い参加者とはいえませんが感謝いたします。ありがとうございました。次回は9月26日（火）午前10時から東京地裁627号法廷です。

宋神道さんの裁判も次回結審！

山崎ひろみ（在日の慰安婦裁判を支える会）

在日の元「慰安婦」、宋神道さんの高裁第3回口頭弁論が、7月11日に開かれました。

原告側は国会議員らの発言が被害者の名誉を毀損したことなど、書面を提出しましたが、裁判長が席上、いきなり「では、これで結審ですね」と審理打ち切りを持ち出し、傍聴者も驚きました。予想外のことに中下裕子弁護士が、次回、国際法に関する意見書を提出することを申し立て、ようやく結審を次回に持ち越しました。原告側はこの間、国際法と国内法の関係や、国家無答責の矛盾、日韓請求権協定の「財産・権利・利益および請求権」は在日に適用されないことなどを主張してきました。国側はこれに対して、今までの判例にもないような法解釈を打ちだしてきています。ただ、この裁判の場合、東京地裁判決の中で、不十分とは言え宋神道さんの被害について事実認定されているので、高裁は法解釈論争にならざるを得ず、地裁と高裁で「言うべきことは言った」（弁護団）状況です。

そのような判断から弁護団も、次回の阿部浩己さんの国際法に関する意見書提出で法的主張をしめくくることを了承。支える会としても、宋神道さんの体力的な衰えが目につきはじめたなかで、結審に向けて原告最終陳述の準備にとりかかることにしました。

次回、10月19日（木）15時30分が結審です。ので、傍聴をよろしく願います。傍聴希望者は14時50分までに東京高裁に来てください。

フィリピン人「慰安婦」裁判控訴審が1人の証人調べもなく打ち切りー判決は12月6日の予定

高嶋たつ江

（フィリピン人「慰安婦」裁判ネットワーク）

7月26日午前10時から、東京高裁でフィリピン人「慰安婦」裁判控訴審の第7回口頭弁論が行われた。始めに原告のアモニタ・バラハディアさんが「前回の判決は残念で心苦しいものだった。被害事実を認めず、私たちの請求を却下した。裁判官は人間の感性をもって、正義を下す判決を出してほしい」と述べた。

菅沼友子弁護士は、ロラ（おばあさん）たちのPTSD（心的外傷後ストレス障害）についての三橋順子医師、国際法に関する申恵 青山学院大学法学部助教授の証人採用だけでも認めてほしいと訴えた。東澤靖弁護士は、今回国側から出された国際法をめぐる個人の請求権について論じた島田征夫早稲田大学教授

●対談「裁くとはどういうことか」

いよいよ12月には「女性国際戦犯法廷」は開催される。いまこの日本社会で、私たちの手によってこの「法廷」を成功させることの意義を高橋哲哉さんと西野瑠美子さんによる対談「裁くとはどういうことか」の中で語っていただいた。

日本人の責任について、たえず問いかけられながら戸惑いがあり答えられないできた経緯について、西野氏は、日本人社会の体質は変えられない、日本政府は補償するはずがないという前提に立っている「国民基金」にふれ、天皇を免責した東京裁判の限界を戦後、わたしたちが放置、見過ごしてきたことと関連していることを提起、また高橋氏も、国体護持、占領軍アメリカの極東政策の中で免責となった昭和天皇の戦争責任が、独立回復後は歴史学的にも十分明らかとなっているのに、語れない・判断しないのは我々日本人の責任ではないかと述べた。

また、1961年イスラエルで行われたアイヒマン裁判を描いた映画『スペシャリスト』の日本への紹介に関わった高橋氏は、ナチの悪魔性を世界にアピールする目的もあったドキュメンタリー映画に登場した「凡庸で普通のドイツ人」アイヒマンを「ナチ官僚を支えた圧倒的多数の人々はこのような普通の人間、物を考えない人々なのだ」と指摘したハンナ・アーレントにふれ、まさに今の日本社会がそれに似ていると「日の丸・君が代」の学校現場への押しつけをめぐる状況を例に語った。また、「裁き＝ジャッジメントは、許されることと許されないこととを明確に判断して、基準を示すこと」であり、その最低限のこともできないようではアジア近隣諸国との和解などできないと強調した。

最後に民衆法廷の先例としてある、ベトナムでのアメリカの戦争犯罪を裁いた「ラッセル法廷」についても、ベトナム女性への性暴力に対して調査もされていないのであり、当時は国際法自体男性の視点を色濃く有していたが、今回の「女性国際戦犯法廷」は金学順^{さん}を始めとした、被害者の訴えにこたえるものであり、克服したいとの西野氏に対し、高橋

氏は元「慰安婦」の方々の告発は「日本人への呼びかけ」であり「応答する責任」がある。その試みがこの「法廷」であり、その意義として1、女性への性暴力は犯罪であることを確認すること、被害者不在でも犯罪なら処罰されるのだ、2、元「慰安婦」の方々の訴えは、法に訴え正義の実現を求めるものであり癒しでもある。3、東アジア近隣諸国に対する信頼回復と平和の構築につながる、4、国際法の発展に寄与する。5、日本社会の無責任構造を克服する勇気ある第一歩の試み、と結んだ。

●執筆者トーク

次に執筆者トークと題して、まず第一巻執筆者からの発言があった。鈴木裕子^{さん}は、皇太后死去の報道などにも触れながら、戦争責任の所在が曖昧になってしまったのは昭和天皇の責任が問われなかったからである、とし、林博史^{さん}は、過去の戦争法は性暴力を戦争犯罪として認めていたと指摘した。川口博^{さん}は、旧ユーゴの戦犯法廷によって女性が訴えるという場ができたが、戦争の最高指導者が法的政治的責任を問われないと最終的な解決にならないのではないかと問題提起をし、大串和雄^{さん}は、ラテンアメリカではせつかく手に入れた平和を壊すことを恐れ、過去の政府による人権侵害を問わないという厳しい現実もある、と述べた。

次に第二巻の執筆者からの発言で、彦坂諒^{さん}は、戦争は日常の延長であり、「横並び」の体質を日常生活から変えていくことが必要、「法廷」は思想の闘いであると訴え、大越愛子^{さん}は、「法廷」はフェミニズムが差別、性暴力とどう関わるべきかを問うている、として多くのフェミニストの「法廷」への参加を呼びかけた。

次に第三巻執筆者からの発言が続いた。藤永壮^{さん}は、日本を通じて植民地に公娼制度が広まったことを考えると「法廷」は広く日本のアジア侵略、植民地支配を裁く意味も持つと強調し、金栄^{さん}は、被害女性と同じ視点に立って証言を聞き取っていききたいと述べた。宋連玉^{さん}は、「慰安婦」制度は1945年で終わったのではない、朝鮮半島では米軍基



「執筆者トーク」の様相

地内での売春暴力などという形で続いていると強調した。

第四巻執筆からは、松岡環さんから、二重三重の抑圧に苦しむおばあさんたちが生きている間に責任者処罰をしなければ、との訴えがあり、中原道子さんからは、戦犯法廷は私達自身が「自分を裁く」為に実行する、歴史の中での自分の位置と責任を問うていかなければならないとの提起があった。伊従直子さんからは、グアムの調査に関わった中で、被害女性達の記憶に残る加害者個人個人を裁いていかなければならないとの思いが語られた。また、出席できなかった石田米子さんから、責任の所在を明確にすることで「戦時に強姦はつきもの」という意識を変えていきたいとのメッセージがよせられた。

● ゲスト・トーク

この日は、シカゴ大学から駆けつけてくれたノーマ・フィールドさんのお話も聞くことができた。ノーマさんは、日本人には「裁き」アレルギーがあるといわれているが死刑という過酷な裁きを行っているとし、問題は「責任をとらないこと」ではなく、「責任のとり方が意図的に曖昧になるように操作されていること」とであると指摘した。また、普通の人が残虐なことをできてしまうという状況が作られるのを防ぐためにも、「相手側が侵略したからこっちも侵略してもいい」といった「常識」を丁寧に覆していかなければなら

い、そういう作業をいかに連帯してやっていくかを模索したいとした。そしてこの「女性国際戦犯法廷」が試みる責任とり方、裁きのあり方に大いに期待したいと熱く語った。

● 解説「女性国際戦犯法廷」と憲章

憲章の起草に関わった東澤靖弁護士は、99年4月に提案してからできあがるまでに約1年を要し、決して簡単なものではなかったこと、しかし韓国・朝鮮、フィリピン、台湾、中国とは何度も議論を闘わせながら共同で作り上げ共通認識を勝ちとったことが何より大きな成果であると述べた。

この法廷は何の法的権限もないが、ラッセル法廷の議長・サルトルの宣言にもあるように何の権限も無いからこそ、普遍性と適法性も持つことが出来るということがこの「法廷」にもあてはまる。力が無いからこそ普遍的であり、政治的利害に関係なく、本当の真実を明らかにできるのではないかと述べた。そしてこの前文に盛り込まれた「法廷」の目的を実現するためには、一人一人がこの憲章をどう活用するかにかかっており会場に協力を呼びかけて締めくくった。

会場には台湾の被害者のお二人、イアン・アバイさん、イワル・タナハさんが見えられ、紹介を受けると場内からは熱い拍手がさかんに送られた。

現在「裁く」とはどういうことかの報告集を作成中です！ご期待ください。

グアム調査報告

伊従直子 (VAWW-NET Japan 運営委員)

6月5日から17日まで、被害者を見つけ出し、証言を取る旅に行ってきました。幸い私が所属している会の修道院があり、行く前から調査のための準備を頼んでおいたこともあり、グアム大学のミクロネシア地域資料センターへのアクセス、研究員との会談、新聞記者、テレビ局からの取材など手際よく展開し、数日中にかなりの人たちからの情報提供がありました。その中には軍歴的にレイプされたケースはあったものの、日本軍が手引きした「従軍慰安婦」のものは皆無でした。入手したすべての情報と資料を総合して云えることは、この種のチャモロ女性数はあまり多くなかったこと、小さな島の共同体の中で本人も第三者も口外できないこと、フィリピンや韓国で見られるような民族の主体性や自覚が強い故にあえてカムアウトしないこと、ある人たちはアメリカへ行ってしまったと云うことです。

1941年12月8日、真珠湾攻撃の直後の日本海軍の爆撃で始まった島の占領は間もなく満州からの陸軍に引き継がれますが、この時日本内地、沖縄、朝鮮半島の女性を連れてきています。それに第一次世界大戦既に日本領になっていたマリアナ群島のサイパン島から遊郭（「ばんばん」と呼ばれる）の女性たちを呼んでいます。その他、アメリカ時代にグアムでホステスをしていた女性やアメリカ人のガールフレンドなどがかなりの給料（一晚12円50銭）を貰って働いたようです。従って、1944年6月に米軍が上陸するまでの2年半の後期に数に不足をきたした頃、現地の民間人を使ってチャモロ女性を強制的に働かせたのではないかと推測されます。

慰安所のすべては米軍の爆撃で消失したようですが、住民の証言によると上記の他に「見晴らし岬」と呼ばれていたアデラップの一軒と、土地の有力者所有のササにあっ



アガニヤ川付近には慰安所が3〜4軒あったといわれていた別荘を将校用慰安所に使ったようです。彼の娘三人は日本軍の隊長にレイプされています。はからずも妹の四女は米国留学時代に出会った友人でした。

誰のための沖縄サミット？

～沖縄サミット反対行動に参加して～

私は20日に行われた「嘉手納基地包囲行動」に参加するため、沖縄に行きました。町の至る所に包囲行動参加を呼びかける看板が立ててあり、当日嘉手納基地には約二万七千人の人が集まりました。沖縄における反基地運動の規模の大きさ、切実さを感じました。また、21日から3日間連続して名護市内のデモに参加しましたが、印象に残るのは町に人がほとんどいなかったという事でした。商店街は閑散としていて、サミット歓迎の特設会場や土産物屋さんにも係りの人しか居らず、とても物悲しく見えました。サミットによってお客さんが増える事を期待したであろう事は街を見れば分かります。そして、そうはならなかったこともすぐにわかりました。沖縄の人の話では、サミット期間中のお客目当てで無理な買い付けや必要以上の仕込をした店も多く、サミットが終わった後つぶれてしまう店もあるだろうということでした。一部では海に入る事が禁止されただけでなく、うみんちゅの人々が大事な時期に漁に出る事も許されなかったとのこと。結局政府や大企業だけが得をしたサミット。一体誰のためのサミットだったのでしょうか？（原田尚子・学生会員）

最終日報告—国際刑事裁判所

辻井美穂 (VAWW-NET Japan 会員、女性コーカス/フ・ロシ・ェクト・コ・デ・ィネター)

6月30日金曜午後、国際刑事裁判所の予備委員会では問題の米国の提案と人道に対する罪に関する制約的文章が採決され、最終的に可決された「犯罪定義に関する要素」と「訴訟上の手続きや証拠」に関する実施上文章に盛り込まれることになりました。

女性コーカスは次の3点に対して抗議声明を発表しました。

1. 人道に対する罪の序文に関して、「妥協」を目的に規約においてすでに定められた規定とそれまでの交渉の展開が無視され、差別的動因をもつ提案が許されたこと。

2. (米国の提案をのむことによって) 正義を遂行する力のある裁判所を設立するために努力してきた国々がその弱体化を許したこと。

3. 米国の提案に関する交渉が(反対をする南半球の) 数カ国に対して圧力的、非民主主義的であったこと。

この声明はその日午前中に全代表団に手渡されました。その結果、怒り・支援・無視・涙をもらすなどの感情的な反応がみられました。前日の段階では「合意文章」がそのまま公式的に採択されることになっていましたが、このようなドラマの中で午前中に非公式会議が行われた結果、投票が検討されることになりました。米国の圧力の影で沈黙に付した会議代表団全体の参加をもって行われた午後の最終公式会議では、「公平で正義に基づいた裁判所」をたった1人で提唱し、前日よりこのような反対の流れをつくってきたコートディボアールの代表によって投票が公式に提案されました。そこで会議は休憩に入り、日本代表団が投票反対を提案する予定であることが噂されましたが、会議が再開すると同時に議長がそのままおしきり決議に持ちこみ、このような最終文章が可決されました。

と、こんな舞台裏です。最後に、女性コーカス以外のNGOが前日以降沈黙に伏せたことを報告したいと思います。12月に行われる裁判所の運営事務に関する予備委員会をそな

えて政府代表団とよい関係を保つことがその理由です。これまで幾つもの代表団やユーゴ・ルワンダ法廷、私たちNGOが「正義」を確約するために誠実に努力を重ねてきており、私たちも戦ってきたのですが残念な結果です。

この裁判所の意味は、もちろん裁判所として犯罪を裁くことにもあるのですが、各国の市民1人1人にとって将来的にもっと意味をもつのは、国内法・司法上の手続き改正の可能性です。特にジェンダーの問題や性暴力のサバイバーにとって安全で意味のある裁判への取り組みに関しては、国際刑事裁判所はもっとも進歩的だといえます。この裁判所は国際条約であるため、国内レベルで司法改正を提唱し進めるのに有力となります。また、裁判所を批准する過程で多くの国は、国内法と裁判所との一致性を確約するために、批准前あるいは後に国内法を改正することを必要とします。そうでない場合も、一般的にどの国も国際刑事裁判所で自国民が訴追されることを防ごうとするため、そのために必要とされている証明として、国内司法を改正し、裁判所の管轄内にある犯罪を扱うことが可能であることを証明しなければなりません。ちなみに日本は規約に署名をし、裁判所を批准する予定でいます。そこで国内司法改正も必要とされています。

この過程が、私たち女性にとって運動の窓口となるのです。この過程において、国内レベルで女性に対する暴力の不処罰の循環を打ち切り、その被害者・証言者の安全と参加を実現するシステムを作っていくために、私たちは国際刑事裁判所を有効化する、そんな仕事を控えているのです。そのために女性コーカスはこれからの仕事として、それに関する情報と技術的援助することになっていきます。そんなわけでこれからもよろしくお願いします。

VAWW-NET Japan 第3回総会開催

「法廷」に向け会員から活発な意見が出される

東海林路得子 (VAWW-NET Japan 事務局長)

7月9日(月)午前10時から4時まで、東京都新宿区の女性情報センターにおいて、40名が集まり、VAWW-NET Japanの総会が開かれた。中原副代表の挨拶に続き、根本敦子事務局次長から1999年度の活動報告がなされ、引き続き山崎ひろみさんから、毎月発行されるようになった「ニュース」についての報告があった。また1999年度12月12日に開催された国際シンポジウムについては350名の参加者及び多数の海外ゲストの参加もあり、成功だったとの報告があった。

さらに本年12月8日から開催予定の「女性国際戦犯法廷」関係については、まず日本で用意する起訴状の進行状況に金富子さんから説明があり、また記録活動の一つ、ビデオチームの責任者である池田恵理子さんから、VAWW-NET Japanのすべての活動の記録、被害者へのインタビュー(4本)、ビデオのとり方の出前講座など、活動の内容の紹介があった。その他公開講座、出版活動、日韓学生の「法廷」準備会議、パウネットニュースのビデオプログラムの実施等々についての報告があった後、質疑がなされた。

●ニュースについての注文・意見

とくに、ニュースについては、内容と日常性との関係が理解しにくいとか、文章や内容自体が理解しにくい、初心者向けのニュースを長野のように自分たちでわかりやすいニュースを地域に流す工夫が必要、集会ではビデオの利用を、学生向きパンフレットをーなど、注文や意見が活発に出された。

その後、旧ユーゴ、北朝鮮、ニューヨーク、沖縄など、訪問や集会に参加した報告がなされた。

●会員数は目標の500近くまで達成

会計からは会員数が430名を越え、会費収入が増加したが、「法廷」の備品などのための支出が多かったためにマイナスになったとの



総会の様子

報告があった。このマイナス分は「法廷会計」から補填することになった(別紙参照)。会計については、会計監査の方からスタッフの強化について助言があり、承認された。

●2000年度の活動方針は、もちろん「法廷」が中心だが

2000年度の活動方針(次頁)について松井代表から説明があった。その後、今年は「法廷」が中心になることとの関連で、地域での徹底の仕方について話し合われた。また、現在の歴史教科書での「慰安婦」に関する記述が半分以下になったという報告や、「法廷」以後の判決を生かすようにとの希望も述べられた。

2000年度予算については、東海林事務局長から説明があり、とくに「法廷」の予算ではさらに900万円の基金を集める努力が必要とのことであった。そのため、1万人キャンペーンを推進するための委員会が必要であることが強調された。また予算は、人件費など収入・支出を訂正することを条件の上承認された。

最後に「法廷」の会計担当として松田佳子さんを承認し、新運営委員として正田京子さん、堀江節子さん、伊藤道子さん、山野和子さん、大越愛子さん、松岡澄子さんを承認して散会した。

VAWW-NET Japan 活動方針

2000年7月～2001年6月

1998年に結成された VAWW-NET Japan は3年目を迎え、メイン・プロジェクトである「女性国際戦犯法廷」がいよいよ開催される重要な年になります。「法廷」に対する関心世界的に高まっており、それを成功させる責任を感じます。

VAWW-NET Japan の組織状況を見ると、会員は、今年の総会で決めた目標には達していませんでしたが、430人にふえ、全国各地に地域拠点も20ヶ所近くになりました。事務局は今年1月から新事務所に移り、東海林路得子新事務局長を迎えて、スタッフ（フルタイム2人、パート2人）、ボランティアとともに奮闘しています。財政状況は、会費収入のほか、「法廷」開催費用に必要な資金集めのために昨年から1万人キャンペーンや助成金申請など努力してきましたが、一層の努力が必要です。

VAWW-NET Japan の活動分野は、1「慰安婦」問題 2沖縄基地の性暴力問題 3世界各地の武力紛争下の女性への暴力で、女性の人権の視点に立って暴力のない社会をめざして活動することになっていますが、大変厳しい状況にあると思います。

第一に、昨年はガイドライン関連法が成立して、日本が米国の世界的軍事支配への協力を強め、戦争のできる「普通の国」になったことです。そのために日本に戦争協力体制作りが進み、盗聴法、国旗国歌法など国家権力を強める法律が矢継ぎ早に成立しました。このような日本社会全体の軍事化に抵抗する必要があります。

第二に、自由主義史観派など植民地支配や侵略戦争を正当化する右翼勢力が教育など社会の各方面に浸透し、石原都知事「三国人」発言や森首相の「神の国」発言などもあって、右傾化と排外主義が急速に進んでいます。「慰安婦」記述の教科書からの削除も具体化しています。歴史修正主義とも呼ばれるナショナリズム、国家主義に思想的にも反撃する必要があります。

第三に、市場経済のグローバル化に伴って、世界各地に武力紛争が激化しており、女性が犠牲になっています。6月ニューヨークでの北京プラス5「2000年女性会議」でも、女性に対する暴力が貧困の女性化とともに焦点となり、とくに武力紛争の解決に女性が果たす役割が強調されました。日本の女性としてどう取り組むかが問われています。

第四に、昨年成立した男女共同参画社会基本法が戦争協力体制への「参画」、女性運動の体制内化につながるのではと懸念されています。女性の人権の視点を堅持して、戦時性暴力だけでなく、その基盤である日常の中の女性への暴力や、来日外国人女性への暴力などをなくす行動につなげる必要があります。

これらの課題に取り組むために、これからの1年、次のような活動をするのが7月9日の総会で承認されました。

活動計画

A. 各分野での活動

- 1 「慰安婦」問題
 - 1) 12月の「女性国際戦犯法廷」準備に努力する（具体的な内容は別紙に）
 - 2) 「慰安婦」裁判を支援する
 - 3) 戦後補償立法運動に協力する
- 2 日米ガイドラインと米軍基地の性暴力
 - 1) ガイドライン体制に反対する
 - 2) 沖縄の基地撤去運動を支援する
 - 3) 軍事主義に反対する東アジア米国女性ネットワークに参加する
- 3 武力紛争と女性
 - 1) 世界各地とくにアジア太平洋地域の武力紛争についての情報を共有する
 - 2) 国際刑事裁判所批准キャンペーンをする

B. 研究・学習・調査活動

シンポジウム、公開講座、学習会、スタディツアーなど

C. 広報・出版活動

- 1) VAWW-NET Japan ニュースの充実
- 2) ブックレット、本などの刊行
- 3) 電子メディアの活用
- 4) ビデオなど映像記録

D. 提言活動

抗議声明、ロビー活動など

E. 海外とのネットワーク作り

F. 組織作り

会員拡大、運営委員会の拡充、
地域拠点強化など

G. 財政基盤の強化

